

条 例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十一号

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年埼玉県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十四」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。